

WEB・SNSを活用した移住等情報発信業務委託仕様書

1 目的

地方回帰を志向する傾向が高まっている機会を捉え、首都圏在住者等をターゲットに、WEBやSNS広告を活用して秋田暮らしの魅力や県支援策等に関するプロモーションを展開することで、本県への移住に対する関心を高め、移住相談や各種イベント等への参加など具体的な行動へと結びつけることにより、本県への移住やAターン就職のさらなる拡大を図る。

2 業務の委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 委託業務の内容

(1) WEB・SNS広告によるプロモーション

ア WEB・SNS広告の実施

- ・ 配信期間は令和6年8月から令和7年2月までの7か月間とし、1の目的に合致する効果的なWEB広告を実施すること。
- ・ 広告媒体（ディスプレイ広告、SNS広告、検索連動型広告等）や配信方法は、事業効果の最大化を図るため、最適と考えられるものを提案するとともに、次の点に配慮すること。
 - a 広告により訴求するターゲットを明確化し、クラスターCをクラスターA（参考資料1を参照）に昇華させる内容とすること。
 - b 3（2）で制作したコンテンツを活かせるようにすること。
 - c SNS広告を実施する場合は、県移住・定住促進課の公式SNSと連携させることとし、公式アカウントのフォロー増加を図ること。公式アカウントはInstagram、Twitter、Facebook、LINE、YouTubeであるが、広告配信を実施する媒体は提案による。
- ・ 広告配信のための広告素材の制作は提案によるが、3（3）で制作した動画コンテンツを中心とすること。また、広告の運用状況等に応じて、適宜広告素材の見直しを行うこと。
- ・ 広告のランディングページについては、原則として秋田県移住・定住総合ポータルサイト「“秋田暮らし” はじめの一步」（以下、移住ポータルサイト）とするが、広告素材や広告文の内容によって、その他のページをランディングページとすることが効果的である場合は、受託者と県が協議の上決定する。

- ・ 移住ポータルサイト内、秋田県移住定住登録ページ (<https://www.a-iju.jp/member>) をランディングページとする広告を通算して1か月以上、時期を分けて実施すること。広告媒体、実施時期については秋田県移住定住登録の目的を鑑み、受託者の提案に基づき受託者と県が協議の上決定する。

イ 目標設定

- ・ 上記アの効果を測定するため、次の a、b の目標値を設定するとともに、計測タグの設置など目標値の適切な測定方法を提案し実施すること。なお、移住ポータルサイト内に各種タグの設定等が必要な場合は、移住ポータルサイト運用保守業務受託事業者に必要な助言を行うこと。
 - a アの実施により、秋田県移住定住登録を行った件数
 ※参考 過去5年間の月別登録件数（参考資料2に掲載）
 - b ランディングページにおける広告経由のセッション数
- ・ a、bのほか、本事業目的の達成度を測るために適切であると考える目標数値を1以上設定し、効果測定すること。

ウ 分析・効果測定

- ・ 広告配信開始後は月1回以上実施状況の取りまとめを行い、適宜県とのミーティングにより、広告結果の報告と分析結果に基づく運用の見直し等について提案を行うこと。
- ・ 分析にはランディングページを含む移住ポータルサイトのサイト分析を含めることとし、流入経路や広告経由のユーザーの行動分析等を含めて報告すること。
- ・ 移住ポータルサイトの秋田県移住定住登録完了をコンバージョンと設定し、計測すること。

(2) 動画コンテストの実施

- ・ 秋田の魅力が県外在住者に伝わり、移住の促進に資する動画を募集するコンテストを実施すること。
- ・ 動画コンテストの内容や実施形態は提案によるが、回数は季節を分けて7月～10月で1回以上、11月～2月で1回以上の計2回以上とすること。
- ・ 応募のあった動画の著作権は、応募された時点で県に帰属する仕組みとし、コンテスト終了後は受託者において加工及び編集の上、本業務を含む県が実施するプロモーションに活用できるようにすること。
- ・ 応募される動画の内容が偏らないよう、「住まい・生活」「子育て・教育」「しごと・働き方」など、テーマを設けた募集をする等の工夫をすること。
- ・ 応募のあった動画から各回2点以上を優秀作品として選定すること。

- ・ 審査方法等については、コンテスト実施までに受託者と県が協議の上決定することとする。
- ・ 受賞者への賞品の購入に係る料金及びその送料の一部は県が経費負担する（賞品代：80,000円／送料20,000円）。
- ・ 受託者において、コンテストの魅力を高めるためにさらなる経費が必要と考える場合は、委託費の中から負担することとし、経費として計上すること。
- ・ 動画コンテストを告知する広告を県内向けに実施すること。

(3) 動画コンテンツの制作

- ・ 15秒程度の動画を15本以上制作すること（制作した動画は県移住・定住促進課の公式Instagramで断続的に投稿することを想定）。
- ・ 県がこれまで制作した移住関連動画や、3(2)で応募のあった動画を加工・編集したものでも可とするが、制作する動画のうち2本以上は移住者へのインタビューなど、新たに制作すること。
- ・ 動画の制作に当たっては、次の点に配慮すること。
 - a 秋田暮らしの魅力を端的に認知・印象づけること。
 - b 巷に溢れるプロモーション動画に埋もれない独自性や飽きのこないインパクトを持たせること。
 - c (1)で実施する広告の露出媒体等によっては無音となる媒体もあることなどを考慮した上で、訴求力の強い動画とすること。

(4) 独自提案プロモーション

クラスターBをクラスターAに昇華させるための効果的なプロモーション手法を独自提案・実施すること。

例)「アキタコアベース」(<https://www.a-iju.jp/akita-coa-base>)でのイベントに誘引し、交流等を通じて移住への興味・関心を高めていく等

4 実績報告等

委託事業を完了したときは、遅滞なく県に対して委託業務完了届、実績報告書、収支精算書、その他県が指示する資料等を提出すること。なお、実績報告書には次年度以降への提言として、本県への移住を促進するために、効果的なプロモーション手法について記載すること。

5 その他留意事項

- (1) 業務内容の実施に当たっては、企画提案内容に基づき、県と協議を行い、双方合意した内容により行うものとする。

- (2) 本業務の全てを第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ県に協議を行い、県が承認した場合のみ、業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (3) 業務全体の企画及び準備、運営等当該事業の実施に必要なスタッフを確保すること。
- (4) 受託者は、本業務（再委託を含む。）を実施する上で知り得た情報を目的外の利用や第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約終了後にあっても同様とする。ただし、予め県の承認を得たとき、又は受託者の責めに帰すべき事由によらずして公知となったときは、この限りではない。
- (5) 本業務の実施に当たり、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (6) 成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。）及び業務の結果生じるその他の権利は県に帰属するものとする。県は受託者の承諾無しに加工及び二次使用できるものとする。
- (7) 受託者は、県との協議により定めた金額の範囲内において、委託料の概算払を請求することができる。
- (8) 本仕様書に定めのない事項で、かつ、業務遂行上必要となる事項については、その都度、県と事前協議を行い、調整を図るものとする。